

昭和十七年十月十日

島 事務官

興亜院政務部第一課長



封入別途

在支敵産處理運営ニ關スル件

首題ノ件ニ關スル當院案別添及御送附候間御研究置相成度
追而本案ハ來ル十四日業務主任者會議ニ於テ審議致度ニ付申添候

別紙(三)部添付

内

附

極秘

在支敵産ノ處理運營要領(案)

昭和十七年十月十日
陸軍省
院

第一方 針

在支敵産ノ處理運營ハ昭和十七年九月二十八日大本營連絡會議決定「帝國軍ノ作戰地域内ニ於ケル敵國及敵國人財産ノ處理運營ニ關スル件」ニ準據シ且國民政府ノ育成強化並ニ民生ノ安定ニ資スル如ク特別ノ考慮ノ下ニ之ヲ實施スルモノトス

第二 要 領

- 一 在支敵産トハ作戰地域内ニ於ケル左ノモノニ屬スル財産トス
 - (一) 敵國ノ別表ニ依ル
 - (二) 敵國人(法人、團體ヲ含ム)
 - (三) 敵國系法人(團體ヲ含ム)
- 二 敵産ハ左ニ掲グルモノヲ除キ原則トシテ之ヲ押收スルモノトス
 - (一) 個人ノ日常生活ニ必要ナルモノ
 - (二) 在支敵國屬領原住民ニシテ敵性ナキモノノ財産

支那ノ領土ノ一部ニシテ

- (三) 其ノ他政治上ノ理由等ニ依リ押收セザルヲ可ト認ムルモノ
- 三 押收敵産ハ左記ニ依リ帝國ニ歸屬セシムルモノトス
 - (一) 沒收シタル敵産ハ戦利品處理規程並ニ海戰法規等ニ依リ處理スルモノヲ除キ原則トシテ敵産特別會計ニ歸屬セシム
 - (二) 押收敵産ハ沒收スルモノヲ除キ凡テ軍ニ於テ直接又ハ間接ニ管理ス
 - (三) 依リ管理シタル敵産ハ左記ニ依リ速ニ換價處分ヲナシ敵産特別會計ニ歸屬セシム
 - (イ) 押收敵産ハ原則トシテ別紙「支那ニ於ケル押收敵産ノ評價要領」ノ一ニ依リ算出シタル評價格ヲ對價トシテ之ヲ敵産特別會計ニ歸屬セシム
 - (ロ) 右對價ハ原権利者又ハ政府ノ選任シタル清算人ノ名義ニ於テ適當ナル本邦銀行ノ敵國人勘定ニ拂込ニ保管シ置クモノトス
 - (ハ) 原権利者ニ屬スル債權債務等ハ一定期間内ニ之ヲ整理セシム

其ノ結果殘餘ヲ生ジタルトキハ(四)ノ敵國人認定ニ拂込ミ、不
足ヲ生ジタルトキハ右認定ヲ限度トシテ其ノ内ヨリ補填スル
モノトス

帝國ニ歸屬シタル敵産ノ處理運管ハ左ニ依ルモノトス
國有又ハ國有財產トナスヲ要スルモノヲ除キ公共事業或ニ重要
産業ニアリテハ原則トシテ政府出售トシテ他ノ民間ニ賣却スル
モノトス

(4) 出資及賣却先ノ選定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルモノトス

1. 大東亞全域ニ亘リ關聯性ヲ有スルコト大ナルモノニ付テハ
他地域トノ關係ヲ考慮スルコト
2. 既設國策會社又ハ團體ノ事業ト同種ノ事業ニ付テハ之等會
社團體トノ關聯ヲ考慮シ成ル可ク一體の運管ヲナシ得ル如
ク配意スルコト
3. 現在ノ軍管理委託經營者ニ必ズシモ拘泥スルコトナク適材

主義ニ依ルコト

- (a) 出資又ハ賣却價格ハ原則トシテ別紙「支那ニ於ケル押收敵産
ノ評價要領」ノニ依リ算定シタル價格ヲ基準トシ諸般ノ真
情ヲ考慮ノ上適當決定スルモノトス
- (b) 政府出資ノ結果日支合辦事業ニ於ケル出資割合ニ變更ヲ來ス
モノニアリテハ之ヲ調整ハ將來ノ措置ニ俟ツモノトス
- (c) 支那側ニ讓渡スヘキモノハ左ニ掲グルモノトス但シ讓渡ニ當リ
テハ其ノ價格並ニ支拂方法ニ付政治的考慮ヲ拂フト共ニ爾後ノ
運管ニ關シ必要ニ應ジ希望、條件等ヲ附スルモノトス
- (4) 國民政府育成上特ニ必要ナルモノ
- (四) 帝國ニ於テ必要トスルモノヲ除キタル文化施設並ニ一般民需
産業施設

五 敵産特別會計ノ設置並ニ運用ハ左記ニ依ルモノトス

- (一) 敵産處理ニ依リ帝國ニ歸屬シタル財産ノ保有、管理、運用、處

他
一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十

分等ヲナス爲敵産特別會計ヲ設置ス
二 敵産特別會計ハ敵産ノ決價處分ニ必要ナル資金ヲ公債ノ發行ニ依リ調達スルコトヲ得ルモノトス
三 敵産特別會計ハ歸屬シタル財産中時ニ保有スル要アルモノヲ除キ速カニ出資又ハ賣却スルモノトス
四 敵産特別會計ニ屬スル出資持分ハ差當リ同會計ニ於テ保有スルモ將來ニ於テハ時ニ政府ニ於テ保有スルヲ必要トスルモノヲ除キ公債ヲ對價トシテ適當ナル機關(例ヘバ信託會社ノ組合)ニ讓渡シ該機關ハ之ヲ投資有價證券トシテ受益權證書ヲ發行シ一般公債保有者ニ對シ公債ヲ對價トシテ優先的ニ讓渡スルコトヲ考慮スルモノトス
又現金ハ主トシテ公債及支那關係政府保證債券ニ投資スルモノトス

四 敵産特別會計ニ關スル現地ニ於ケル事務ノ處理ハ大東亞省出先機關ヲシテ之ニ當ラシムルモノトス
六 敵産ノ處理ハ帝國綜合國防力ノ充實ニ寄與スルコト大ナルモノヨリ優先實施シ概ネ昭和十八年三月末迄ニ完了ヲ期スルモノトス
七 北京、上海其ノ他必要ノ地ニ現地委員會ヲ設ケ中央ニ於ケル委員會ト緊密ナル連絡ヲ保持シツ敵産處理ニ關シ必要ナル事項ヲ處理セシムルモノトス

備考
斷交關係ノ財産ニ對スル措置ハ當該國ノ執ル態度ニ對應シ適宜決定スルモノトス

附記
一 本件處理ニ併行シ目下軍ニ於テ管理中ナル重慶系財産ハ遠ニ之カ管理ヲ解除シ軍事上其ノ他必要已ムヲ得ザルモノハ之ヲ帝國ニ屬

屬セシムルモ他ハ等ヲテ支那側ニ返還スル如ク措置スルモノトス
ニ租界前ニ敵國關係借款ノ處理ニ關シテハ別途考究スルモノトス

極秘

支那ニ於ケル押收敵産ノ評價要領

昭和一七一九
興亞院

押收敵産ノ評價ハ左記ヲ基準トシ現地ノ實情ニ適應スル如ク實施スルモノトス

記

一、押收敵産ノ押收當時ニ於ケル評價要領

1、押收敵産ノ押收當時ニ於ケル固定資産ノ評價ハ原則トシテ押收當時ニ於ケル帳簿價格ニ依ル

帳簿價格ニシテ銷却不足スルモノハ適正ナル銷却ヲ爲シタル價格ニ依ル

減價銷却ノ基準ハ原則トシテ別紙會社固定資産銷却規則ノ定ムル所ニ依ル

2、帳簿價格明カナラサルモノニ在リテハ類地ノ帳簿價格、原權利者ノ推定取得原價（減價銷却ヲ要スルモノニ在リテハ適正ナ

ル銷却費ヲ控除セル額）等ヲ勘案推定シタル帳簿價格ニ依ル

3、帳簿價格ノ決定及推定帳簿價格ノ算定ニ當リテハ押收當時ノ破損割合ニ應シ且當該資産ノ利用價值、經濟價值等ヲ考慮シ必要ナル減額ヲ行フモノトス

4、前各號以外ノ動産ハ帳簿價格ヲ基準トシテ決定スルモノトス

5、原權利者ニ屬スル工業所有權其ノ他ノ無体財産ハ之ヲ調査スルモノ評價ハ無價值トスルモノトス

6、原權利者ニ屬スル負債及債權ハ夫々敵國人（重慶系ヲ含ム）第三國人、支那人及日本人ニ對スルモノニ區分調査スルモノトシ之ガ處理ハ別途行フモノトス

7、敵産ノ表示通貨ハ現地通貨ニ依ル

敵國通貨表示ノ敵産ヲ現地通貨ニ換算スルニ當リテハ大東亞戰勃發當時ニ於ケル日本圓ノ對米及對英相場タル二十三弗十六分ノ七及一志二片ヲ以テ蒙銀券、聯銀券又ハ軍票ニ換算シ中支ニ

於テハ要スレバ更ニ之ヲ最近ノレート（十八圖）ヲ以テ現地通貨（儲備券）ニ換算スルモノトス

二、押收敵産ノ現在價格評價要領

押收敵産ノ押收當時ニ於ケル評價額ト別個ニ左ノ方法ニ依リ現在（調査時）ニ於ケル適正ナル價格（現在價格）ヲ評價スルモノトス

- 1、事業ノ經營ヲ繼續シ得ルモノハ當該敵産ノ再取得價格ヨリ使用年數ニ應ズル減價銷却ヲシタル價格ヲ基礎トシ收益還元價格及當該敵産ノ將來ニ於ケル利用價值等ヲ考慮決定スルモノトス
 - 2、前號以外ノ固定資産ニ在リテハ當該敵産ノ再取得價額ヨリ使用年數ニ應ズル減價銷却ヲシタル價格ヲ基礎トシ當該敵産ノ利用價值、經濟價值等ヲ考慮決定スルモノトス
- 減價銷却ノ基準ハ原則トシテ會社固定資産銷却規則ノ定ムル所ニ依ル

3、前各號以外ノ動産ハ現在（調査時）ニ於ケル時價ヲ基準トシ其ノ利用價值ヲ考慮シ決定スルモノトス

4、工業所有權其ノ他ノ無体財産ニ付テハ前各號ノ評價方法ヲ參酌シ實情ニ即シ決定スルモノトス

三、押收敵産ノ賣却處分又ハ政府出資ノ場合ニ於ケル評價要領

前項ニ依リ評定シタル押收敵産ノ現在價額ヲ基準トシ諸般ノ情勢ヲ考慮シ適當決定スルモノトス

在支敵産ノ処理運営要領

一、方針

(昭一七、二二四條ニ)

在支敵産ノ処理運営ハ占領軍ニ準じたる地位ニ在ル
在支帝國軍ノ权限ニ属スル在支國民政府ノ養成活
キ主眼トシテ帝國軍ノ作戦遂行上ノ必要ヲ考慮シ左記要領
ニ依リ行フモノトス

二、要領

(1) 在支敵産トハ敵國、敵國人又ハ敵國軍法人ニ属スル作戦地
域内ニ在リテ積貯貯蓄トス

外務省

(2) 帝國軍ノ押収セル在支敵産中「帝國軍ノ作戦地域ニ在リテ敵
國ハ敵國人貯蓄ノ処理運営ニ用スル件」ヲ「要領」ニニ該当ス
ルモノハ帝國軍之ヲ押収ス

(3) 没収シタル敵産ハ戰利品ノ処理運営ニ該當スルモノハ「依ルモノヲ除キ
特許貯蓄特別令計(假稱)ニ歸属セシム

(4) 帝國軍ノ押収セル在支敵産中(4)以外ノモノハ一切之ヲ國民
政府ノ所屬セシム(要領外置及(詳)

(5) 前記(4)ノ押収敵産中左記ノモノニ付テハ帝國軍ノ監督下ニ
於テ之ヲ保存ス

外務省

(一) 帝國ノ押収セル在支敵産中(四)以外、モ、ニ行スル管理权ハ總
 ナ之ヲ國民政府ニ移轉ス

(二) 右移轉ノ後、直ニ國民政府ヲシテ敵性排除ノ処置ヲ採リ
 シ、即チ權限知分ヲ有シテ爾後國民政府ヲシテ右行便ニ
 付管理权ヲ有セシム

(三) 換便知分ニ際シテ、行便ノ支拂ハ日華兩國^{共同ニテ}兩國^{共同ニテ}之ヲ
 為スコトヲ得ルモノトス。行便ニ埠頭、倉庫、造船、石油、交通、通信、
 炭礦、煙草關係ノ敵國系法人ノ權限知分ニ際シテハ、行便ノ支拂ハ
 帝國カ石法人ノ指導^取取得スル種ニ行便ノ支拂

外務省

其ノ他ノ財產ニ付テハ、中華民國若ハ中華人民共和國國民身ヲ其ノ
 行便ヲ支拂フモノトス

外務省

(4) 未収押収シテラシメテ敵艦ニ就テハ速ニ之ヲ擧げシテ前記各号ノ処置ヲ

別件ニモトス

附記

一、目下帝國軍ニ於テ管理中ナル重慶手動産ニ就テハ前記各号

ノ処置ヲ採ルモノトス

二、銀行、信託会社又ハ保險会社ニ屬スル財産ニ付テハ清算、移置

ヲ維持シテ該等財産ニ付テハ本邦移置ヲ適用スルモノトス

三、敵國関係借款ノ処理ニ関シテハ別途手宛スルモノトス

註 前記上ノ各号之ヲ押収シテ擧げ給方ニ付テハ其ノ所屬ノ移置

上之ヲ受ニ國民政府何ノ同價格ヲ以テ売却スルモノトス

外務省

極秘

在支敵産ノ處理運營要領 (昭一七、一一、一四 條二)

方針

在支敵産ノ處理運營ハ占領軍ニ準ジタル地位ニ在ル在支帝國軍ノ
權限ニ屬スル處此ノ際高等政策的見地ヨリ國民政府ノ育成強化ニ
一步ヲ進ムルト共ニ帝國軍ノ作戰遂行上ノ必要ヲモ考慮シ帝國ノ
米英ニ代位スルガ如キ感觸ヲ能フ限リ避クル様左記要領ニ依リ行
フモノトス

要領

- (イ) 在支敵産トハ敵國、敵國人又ハ敵國系法人ニ屬スル作戰地域内ニ於ケル積極財産トス
- (ロ) 帝國軍ノ押收セル在支敵産中「帝國軍ノ作戰地域内ニ於ケル敵國及敵國人財産ノ處理運營ニ關スル件」ノ第二「要領」ノニニ該當スルモノハ帝國之ヲ沒收ス
- (ハ) 沒收シタル敵産ハ戰利品處理規程並海戰法規ニ依ルモノヲ除キ

(日本標準規格B5)

外務省

特殊財産特別會計(假稱)ニ歸屬セシム

- (イ) 帝國ノ押收セル在支敵産中(ロ)以外ノモノニ對スル管理權ハ總テ之ヲ國民政府ニ移轉ス
- (ロ) 右移轉ノ後直ニ國民政府ヲシテ敵性排除ノ處置ヲ採ラシム即チ必要ナルモノニ付テハ換價處分ヲ爲サシメ爾後國民政府ヲシテ右對價ニ付管理權ヲ有セシム

- (ハ) 換價處分ニ關シ對價ノ支拂ハ日華兩國若ハ兩國共同シテ之ヲ爲スコトヲ得ルモノトス作戰遂行上帝國ニ於テ把握スルヲ必要トスル財産特ニ埠頭、倉庫、造船、石油、交通、通信、炭礦、煙草關係ノ敵國系法人ノ財産ノ換價處分ニ關シテハ對價ノ支拂ハ帝國ガ右法人ノ指導權若ハ監督權ヲ取得スル様之ヲ爲スモノトス其他ノ財産ニ付テハ中華民國若ハ同國民專ラ其ノ對價ヲ支拂フモノトス
- (ニ) 未ダ押收シアラザル敵産ニ付テハ速ニ之ヲ押收シ前記各號ノ處

(日本標準規格B5)

外務省

附記

一 目下帝國軍ニ於テ管理中ナル重慶系財産ニ付テハ前記各號ノ處
 置ヲ採ルモノトス
 二 銀行、信託會社又ハ保險會社ニ屬スル財産ニ付テハ國民政府ヲ
 シテ清算ノ措置ヲ執ラシメ残余財産等ニ不動産ニ付本措置ヲ適
 用スルモノトス
 三 敵國關係借款ノ處理ニ關シテハ別途考究スルモノトス

外務省

(H 本標準規格 B5)

REEL No. A-1170

0366

アジア歴史資料センター

概観

在支敵産、處理運営要領

昭和十七年十一月 日
大本營政府連絡會議決定(案)

第一方、針

- 一、在支敵産、處理運営ハ「帝國軍、作戰地域内ニ於ケル敵國及敵國人財産、處理運営ニ關スル件」並「ニ準據スルモノ」トシ帝國、大東亞經營上之ガ取得ヲ必要トスルモノ、ハ要債擔保保全ノ爲速ニ之ヲ帝國ニ歸屬セシムルノ處置ヲ完了シテ運営ニ移ス
- 二、剩餘、敵産ハ之ヲ國民政府ニ移管シ同政府ヲシテ積極的ニ帝國、大東亞戰爭完遂ニ協力スルノ實ヲ舉ゲシム
- 移管ノ時機ハ別ニ之ヲ定ム

第二要、領

- 一、在支敵産トハ敵國、敵國人又ハ敵國系法人ニ歸スル作戰地域内ニ於ケル積極財産トス
- 二、帝國ニ歸屬セシムベキ敵産ハ概ネ左ノ通りトシ之ニ附隨スル利益ヲ含ム個々ノモノニ付中央ニ於テ決定スルモノトス

(一)埠頭、倉庫施設

(二)造船施設

(三)石油業關係施設

(四)交通、通信施設中必要トスルモノ

(五)開採炭礦及英米煙草

(六)土地建物中必要トスルモノ

(七)電力、瓦斯、水道等、施設中必要トスルモノ

(八)其他特ニ必要トスルモノ

其ノ他特ニ必要トスルモノ
ハヤシキ中
作戦必要ニ依リ
陸軍、海軍、空軍
ニ於テ必要トスルモノ
ハヤシキ中
未タ押收シアルモノトス

- 三、剩餘、敵産ニシテ帝國軍、艦ニ管理シアルモノハ之ヲ國民政府ニ移管シ必要ニ應シ爾後、處理運営等ニ關シ條件、希望等ヲ附スルモノトス
- 四、未タ押收シアラサル敵産ニ就テハ帝國ニ歸屬セシムベキモノハ速ニ軍ニ於テ押收管理シ他ハ國民政府ノ施策ニ委ヌルモノトス
- 五、英帝國ニ歸屬セシムベキ敵産ハ左記ニ依リ處理スルモノトス

(一) 沒收シタル敵産ハ戰利品處理規程並海戰法規ニ依ルモノヲ除キ
特殊財産特別會計(假稱)ニ歸屬セシム

(二) 押收敵産ハ沒收スルモノヲ除キ名目價格ニ依リ速カニ換價處分
ヲナシ特殊財産特別會計ニ歸屬セシム

(三) 特殊財産特別會計ノ設置ニ至ル迄適宜ノ方法ニ依リ帝國ヘノ歸
屬ヲ明確ナラシムル措置ヲ講ズ

本帝國ニ歸屬シタル財産ノ處理運管ハ左ニ依

ルルモノトス(注) 大東亞全域ニ互リ關聯性ヲ有スルコト大ナルモノニ付テハ他
地域トノ關係ヲ考慮スルコト

(一) 國有又ハ國有國營トナスヲ要スルモノヲ除キ公共事業並ニ重要
産業ニアリテハ原則トシテ政府出資ト爲シ他ハ民間ヘノ委託經
營、貸付、賣却等ヲ爲スモノトス

(二) 出資及賣却先等ノ選定ニ當リテハ左記各項ニ留意スルモノトス

(1) 大東亞全域ニ互リ關聯性ヲ有スルコト大ナルモノニ付テハ他

地域トノ關係ヲ考慮スルコト

(2) 既設國策會社又ハ團體ノ事業ト同種ノ事業ニ付テハ之等會社

團體トノ關聯ヲ考慮シ成ル可ク一體的運管ヲナシ得ル如ク配
意スルコト

(一) 現在ノ軍管理委託經營者ニ拘泥スルコトナク適材主義ニ依ル
コト

(二) 差支ヘナキ限リ支那側ニ對スル出資及賣却等ヲ認ムルコト

(三) 出資及賣却價格ハ原則トシテ時價ニ依リ算定シタル價格ヲ基準

トシ諸般ノ事情ヲ考慮ノ上適當決定スルモノトス

(四) 支那側ニ對シ出資及賣却等ヲナス場合ハ特ニ我ガ方把握ノ要ト

支那側ノ育成強化トヲ勘考シ措置ノ適正ヲ期スルモノトス

政府出資ノ結果日支合辦事業ニ於ケル出資割合ニ變更ヲ生スル
モノノ調整ハ將來ノ措置ニ俟ツモノトス

敵産ハ概ネ昭和十七年十二月末迄ニ帝國ニ歸屬セシムルモノトシ

爾後速ニ之ヲ處理ヲ完了スルモノトス

附

記

- 一、本件處理ニ併行シ目下軍ニ於テ管理中ナル重要系財産ハ速カニ之ガ管理ヲ解除シ軍事上必要ナルモノヲ除キ原則トシテ之ヲ支那側ニ移管スル如ク措置スルモノトス
- 二、銀行、信託會社又ハ保險會社ニ屬スル財産ニ付テハ清算ノ措置ヲ續行シ殘餘財産特ニ不動産ニ付本措置ヲ適用スルモノトス
- 三、敵國關係借款ノ處理ニ關シテハ別途考究スルモノトス

極秘

二再回條ニ

在支敵産ノ處理運營要領

昭和十七年十一月 日
大本營政府連絡會議決定(案)

第一方 針

- 一 在支敵産ノ處理運營ハ「帝國軍ノ作戰地域内ニ於ケル敵國及敵
商人財産ノ處理運營ニ關スル件」竝ニ
一ニ準據スル
モノトシ帝國ノ大東亞經營上之ガ取得ヲ必要トスルモノハ要償
擔保保全ノ爲速ニ之ヲ帝國ニ歸屬セシムルノ處置ヲ完了シテ連
營ニ移ス
- 二 爾餘ノ敵産ハ之ヲ國民政府ニ移管シ同政府ヲシテ積極的ニ帝國
ノ大東亞戰爭完遂ニ協力スルノ實ヲ擧ゲシム
移管ノ時機ハ別ニ之ヲ定ム

外務省

(日本標準規格B5)

第二要 領

- 一 在支敵産トハ敵國、敵國人又ハ敵國系法人ニ屬スル作戰地域内
ニ於ケル積極財産トス
ニ帝國ニ歸屬セシムベキ敵産ハ概ネ左ノ通りトシ之ニ附隨スル
得ヲ必要トスルモノニ限定シ
檢査ヲ當テハ個々ノモノニ付中央ニ於テ決定スルモノトス
 - (一)埠頭、倉庫施設
 - (二)造粘施設
 - (三)石油業關係施設
 - (四)交通、通信施設中必要トスルモノ
 - (五)開採炭礦及英米煙草
- 前除内地建物中必要トスルモノ

外務省

(日本標準規格B5)

削除(七)電力、瓦斯、水道等ノ施設中必要トスルモノ

(八)其ノ他特ニ必要トスルモノ

三 爾餘ノ敵産ニシテ帝國軍ノ既ニ管理シアルモノハ之ヲ國民政府ニ移管シ必要ニ應ジ爾後ノ處理運営等ニ關シ條件、希望等ヲ附スルコトアルモノトス

四 未タ押收シアラサル敵産ニ就テハ帝國ニ歸屬セシムベキモノハ速ニ軍ニ於テ押收管理シ他ハ國民政府ノ施策ニ委スルモノトス
五 國民政府ニ移管スベキ敵産中作戰ノ必要ニ依リ現ニ軍ノ管理中ナルモノハ引續キ軍之ヲ管理ス

六 帝國ニ歸屬セシムベキ敵産ハ左記ニ依リ處理スルモノトス

(一) 沒收シタル敵産ハ戦利品處理規程並准戦法規ニ依ルモノヲ除

外務省

(日本標準規格B5)

キ特殊財産特別會計(假稱)ニ歸屬セシム

(二) 押收敵産ハ沒收スルモノヲ除キ名目價格ニ依リ速カニ換價處分ヲナシ特殊財産特別會計ニ歸屬セシム

(三) 特殊財産特別會計ノ設置ニ至ル迄適宜ノ方法ニ依リ帝國ヘノ歸屬ヲ明確ナラシムル措置ヲ講ズ

六 帝國ニ歸屬シタル財産ノ處理運営ハ左ニ依ルモノトス
七 於イ
リ大東亞省ニ設ケラルベキ委員會ニ決定セラルベキモノトス

(一) 國有又ハ國有國營トナスヲ要スルモノヲ除キ公共事業並ニ重要産業ニアリテハ原則トシテ政府出資ト爲シ他ハ民間ヘノ委託經營、貸付、賣却等ヲ爲スモノトス

(二) 出資及賣却先等ノ選定ニ當リテハ左記各項ニ留意スルモノトス

外務省

(日本標準規格B5)

(1) 大東亞金城ニ互リ關聯性ヲ有スルコト大ナルモノニ付テハ
 他地域トノ關係ヲ考慮スルコト
 (2) 既設廠策會社又ハ團體ノ事業ト同種ノ事業ニ付テハ之等會
 社團體トノ關聯ヲ考慮シ成ル可ク一體の經營ヲナシ得ル如
 ク配慮スルコト
 (3) 現在ノ單管理委託經營者ニ拘泥スルコトナク適材主義ニ依
 ルコト
 削除 (4) 差支ヘナキ限り支那側ニ對スル出資及賣却等ヲ認ムルコト
 (5) 出資賣却價格ハ原則トシテ時價ニ依リ算定シタル價格ヲ基準
 トシ賄敷ノ事情ヲ考慮ノ上適當決定スルモノトス
 (政治上ノ考慮ニ基キ)
 支那側ニ對シ出資及賣却等ヲナス場合ハ特ニ我方ヲ把握ノ要

(日本標準規格B5)

外務省

ト支那側ノ育成強化トヲ勘考シ措置ノ適正ヲ期スルモノトス
 政府出資ノ結果日支合辦事業ニ於ケル出資割合ニ變更ヲ生ズ
 ルモノノ調整ハ將來ノ措置ニ俟ツモノトス
 八 敵産ハ概ネ昭和十七年十二月末迄ニ帝國ニ歸屬セシムルモノト
 シ爾後速ニ之ガ處理ヲ完了スルモノトス

附記
 一 本件處理ニ併行シ目下單ニ於テ管理中ナル重慶系財産ハ速カニ
 之ガ管理ヲ解除シ單上必要ナルモノヲ除キ原則トシテ之ヲ支
 那側ニ移管スル如ク措置スルモノトス
 二 銀行、信託會社又ハ保險會社ニ屬スル財産ニ付テハ清算ノ措置
 ヲ續行シ殘餘財産特ニ不動産ニ付本措置ヲ適用スルモノトス

(日本標準規格B5)

外務省

三 敵國關係借款ノ處理ニ關シテハ別途考究スルモノトス

外務省

(日本標準規格B5)

REEL No. A-1170

0373

アジア歴史資料センター

(35)

7

施注行	昭 和 年 月 日	決 昭和 年 月 日	起案 昭和十八年 五月 五日
房官	主務課	主務課	主務課

次官了

支那事務局長
總務課長

特務課長
島

文書課長

年月日

臨時大東亞大臣事務管理
内閣總理大臣 東條英機

内閣

新南支那總領事
大使 主計
公使 主計
公使 主計
公使 主計

新南支那總領事
主計
主計
主計
主計

敵產管理法及關係命令並告示・外國人關係取
引取締規則及關係告示 送付、俾

大藏省外資局編纂・係敵產管理法及關係命令
並告示・外國人關係取引取締規則及關係告示
抄参考迄。○部送付致夕、付抄查收相成度

富井納 用紙案列

支特普第一六號

昭和十八年五月七日

臨時大東亞大臣事務管理
英 機

南京大使 青島領事
北平公使 濟南領事
上海公使 漢口領事
張家口公使 承德領事

敵產管理法及關係命令並ニ告示、外國人關係取引取
締規則及關係告示添付ノ件

大東亞省外資局編纂ニ係ル敵產管理法及關係命令並ニ告示、外國人關
係取引取締規則及關係告示御參考迄ニ 一 部添付致タルニ付御査收
相成座

大東亞省

マイクタイマー用送信用半紙（粘見屋納）

東葉2102 (日本標準規格 B6)

REEL No. A-1170

アジア歴史資料センター

10

種別

件名 散産處理ニ関スル連絡方法変更方依頼ニ付	主管 局長	高 裁	高 裁	番 號
	支那事務局	高 裁	高 裁	昭和十八年
大臣 次官 文書課長	局長	標記號		第三二號
		秘	機密 普通	
支那事務局長 總務局長 總務課長	主管課 課長	決 裁	起 案	分記 類錄
		昭和 年	昭和 年	
	主任	月	月	日

18.10 17

上大經第二五三九號

昭和十八年十月八日

在上海大日本帝國大使館

特命全權公使 田 尻 愛 義

大東亞大臣 青 木 一 男 殿

敵産處理ニ關スル連絡方法變更方依頼ニ關スル件

現地ニ於ケル新敵産處理機構ノ統一ニ關シテハ九月二十一日新敵産
管理委員會ノ總會席上陸軍側ヨリ「敵産ノ處理ハ軍ノ作戰ト密接不
可分ノ關係アルヲ以テ軍機關ヲ以テ行フヘク大使館ヲ中心トスヘキ
モノニアラス」トノ旨ノ強力ナル反對意見アリテ遂ニ意見纏ラス今
後モ意見一致ノ見透シ困難ナリ
而シテ現機構ニヨレハ新敵産ノ處理ハ現地陸海軍各最高指揮官ノ命

在上海大日本帝國大使館事務所



ニヨリ成立シタル新敵産管理委員會（委員長ハ海軍、委員及幹事ハ
陸海軍軍人、事務要員ハ現地有力商社ヨリ選抜シタル者ヲ軍囑託
シテ採用シタルモノニシテ大使館職員ハ委員幹事ニハ勿論事務要員
ニモ加ハリ居ラサルヲ以テ何等ノ發言權ナキモノナリ）ノ統轄スル
所ニシテ大使館ハ同委員會ノ委託ニ基キ僅カニ企業ノ監督ト動産ノ
拂下不動産ノ貸下ノ事務ヲ行フニ過キス從ツテ現在ニ於ケル最重要
問題タル（一）敵産ノ區分意見ノ作成（二）帝國歸屬敵産ノ大藏大臣ニ對ス
ル買取請求手續（三）移管敵産ノ國民政府ニ對スル移管手續（四）清算敵産
ノ清算手續ハ凡テ新敵産管理委員會ノ權限ニ屬シ（現機構ヲ變更セ
ントスル時ハソレ自体同委員會ノ議決ヲ經ル事ヲ要シ頗ル困難ナリ
）大使館ハ意見ヲ述フル機會ヲ與ヘラル、ニ過キス
依テ今後ハ敵産處理ニ關スル中央ヨリノ電報其ノ他ニヨル連絡ハ凡
テ現地陸海軍各最高指揮官ヲ經由新敵産管理委員長ニモ傳達サル、

在上海大日本帝國大使館事務所



秘

手書
A7009112
大東亞戦争中
三我石内閣
修房取換
五帝あ叔下
五帝あ叔下
二枚
三十一

居秘第四三七號

昭和十九年六月三十日

外務省在敵國居留民關係事務室
鈴木公使

陸軍省車務局長 殿

在支抑留者及集團生活者ノ財産處分ニ關シ米英
兩國政府申出ノ件

本件ニ關シ大東亞省支那事務局長宛拙信寫御參考送別紙送付ス

外務省

(日本標準規格B5)

ヤウ御配慮相煩シ度
右ニ反シ從來ノ如ク大使館ノミニ連絡セラル、モ新敵産管理委員會
ニ對シ何等ノ命令權ナキ大使館トシテハ單ナル事務連絡ニ終リ效果
少キニ付爲念

在上海大日本帝國大使館事務所

別紙添附

支

支總第二八五號

昭和十九年八月八日

大東亞省 支那事務局長 杉直荒太

外務省在敵國居留民關係事務室 鈴木公使殿

在支抑留者及集團生活者ノ財産處分ニ
關シ奉英兩國政府申出ノ件

本件ニ關シ六月三十日附居秘第一三八號貴信ヲ以テ反駁資料送付
方御依頼アリタル處在上海總領事ヨリ別紙ノ通報書アリタルニ付
委細右ニテ御了知相成度

外務省

(日本標準規格B5)

反駁資料

集團生活實施ニ當リ敵國人私有財産中ソノ自由處分ヲ禁止セルモノ
ハ敵産調査並ニ不法轉賣取締等ノ軍事上ノ必要ニ基キ昭和十七年十
一月十三日附上海方面陸海軍最高指揮官布告第三項特定家具及備品
即チ寢台及マットレス(集團生活所へ携行スルモノヲ除ク)机椅子
食卓風呂桶、取付電線及照明用具、洋服箆、戸棚電話冷蔵庫扇風
機、燧爐料理罐靴ラジオ及窓掛ニ限り其他ハ自由處分ヲ許可シ特
ニ貴重品(銀器、寶石、記念品等)ハ利益代表國官憲ヘノ保護預入
レヲ許可シ期間内ニ自由處分ヲ爲シ得サル物品ハ任意居住所内ニ留
置セシメルカ又ハ我方指定倉庫ニ預入シメタリ
又集團生活所へ携行ヲ許可セル物品ハ輸送能力ヲモ考慮シ別送品ハ
大型荷物一人當リ(乳幼児モ含ム)四個本人携帶荷物ハ一個ト一應
限定シ置キタルニモ不拘被收容者ハ入所ノ際種々ノ口實ヲ設ケ制限
量ヲ遙カニ超過スル荷物ヲ特送來リタルモノ一部ノ者ニ對シ注意ヲ與

外務省

(日本標準規格B5)

ヘタルノミニテ例外ナク搬入ヲ許可スル等努メテ寛大ナル取扱ヲ爲セリ前記特定家具竝備品ノ自由處分ヲ禁止セル主タル理由ハ「ユダヤ人白蠟人等ノ不正「プロカー」等ニ依ル敵國人ノ窮狀ニ付込ミタル家具類ノ不法買取防止
ニ集團生活實施ニ依リ空家トナルベキ家屬ヲ直ニ居住シ得ル形態ノ儘邦人ノ爲ニ確保スル要アリタルコト
敵國人私有財産ノ保護
フ期セル次第ナリ
即チ集團生活開始ニ當リ敵國人動産處理ノ爲新普通敵産處理委員會ヲ設ケ敵國人收容ト前後シ居宅内残置セラレタル冒頭記述ノ特定家具及備品類ヲ調査記録シ以テ可及的ニ亡失等事故發生ヲ豫メ防止スルノ措置ヲトリタルモノニシテ從テ在京瑞西公使館口上書中英米人カ自由ニ處分シ得タルハ財産ノ一部トアルハ事實ヲ誇張セルモノニシテ却テ英米人ガ自由處分ヲ禁止セラレタルモノコソ財産ノ一部(特

(日本標準規格B5)

外務省

定家具及備品)ニ過キサル事情ナリ貼札ヲ爲シタルハ前記自由處分禁止ニヨリ敵國人家宅ニ残置セラレタル家具類ニ對シ敵産保護並整理ノ見地ヨリ爲セルモノニシテ又英米人收容ニ依リ空屋トナレル家屋ハ瑞西側申出ノ通りソノ大部ハ邦人ニ割當ラレタルモ前述ノ如キ措置ニ依リ残置家具類ハ完全ニ保護セラレ居レリ即チ敵産家屋ノ割當ヲ受ケタル者ハ憲兵及本件處理機關タル新普通敵産處理委員會係員立會ノ許ニ殘留家具類ヲ品目表ニヨリ一々點檢ノ上ソノ引渡シヲ受ケタル後善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ保管スルノ義務ヲ有スルコトトナリ居ルモノニシテ財産押收ニアラスオモ今般前記委員會ニ於テハ近ク右家具類ノ換價處分ヲ行ヒ所要經費ヲ差引キタル上元所有者所屬集團生活所々長ニ對シ處分金ノ引渡シヲ爲ス予定ナリ尙敵國人收容後ヨリ被割當人居住ニ到ル迄空屋トナレル期間中所謂空巢狙ヒノ被害二三アリタル趣ナレド「掠奪」等ノ事實ナシ

(日本標準規格B5)

外務省

在滬敵國人集團生活實施要領（昭一八一四）
昭和十八年二月二日附在上海總領事發在支大使宛極秘第六號附屬

（抜萃）

4、集團生活者ノ財産整理

集團生活者ノ財産ハ左記ノ如ク之ヲ整理セシム

A、集團生活所ニ於テ使用セシムル爲携行セシムヘキモノ

(1) 寢具 (2) 衣類 (3) 身廻品 (4) 食器（各人ニ付皿、コップ、

「フォーク」、スプーン、ナイフ、ナプキン、

「テーブルクロス」等ノ他所内ニ於テ利用シ得ヘキ鍋、釜等 (5)

其他現金（但事務所ニ寄託ス）旅券其他「パーソナル、ペーパー」、有價證券及我方ニ於テ特ニ許可セル「スポーツ」用具、

娛樂品等

B、利益代表ヘノ寄託ヲ許容スルモノ

(1) 貴重品（銀器、寶石、記念品等）箱詰又ハ適當包装ヲ行ハシ

（日本標準規格B5）

外務省

ノ我方ニ於テ右檢印封印ノ上利益代表國官憲ヲシテ保管セシムルコトヲ得 (2) 其ノ他特別ノ理由アルモノ

C、我當局ニ押收スルモノ

寫眞器、望遠鏡、短波「ラヂオ」其他既任軍當局ヨリ押收ヲ命

シタル物件並ニ治安上及防諜上押收ヲ適當トスル書籍、書類、

地圖等

D、敵國人住居ニ留保セシムルモノ新普通敵産處理委員會ニ於テ適

任者ヘノ貸與其他ノ處理ヲ講スルモノ

昭和十七年十一月十三日附軍布告第三項ニ該當スルモノ即チ寢

臺、ワトレス、机、椅子、食卓、風呂桶、取付電線及照明明具

洋服箆筒、戸棚、電話、冷蔵庫、扇風器、煖爐、料理臺、絨

「ラヂオ」及窓掛但敵國人ヲシテ集團生活所ニ携行セシムヘキ

モノハ此ノ限ニ非ス

E、邦人其他適任者ヲシテ利用セシムルモノ敵國人所有居住家屋

（日本標準規格B5）

外務省

及前項特定物品
F、敵國人ヲシテ自由ニ損價處分セシムルモノ
前記A、C、D、E以外ノ諸物品及Bニ依リ利益代表ニ寄託セ
サリシ物品、但シ敵國人ニシテ集團生活實施當日迄ニ處分ヲ爲
シ得サリシモノニ付テハ新舊通敵產處理委員會ニ於テ敵國人ニ
代リテ適宜處置スルモノトス

(日本標準規格B5)

外務省

支總第三三七號

昭和十九年九月二十八日

大東亞省支那事務局長 杉原 荒太

外務省在敵國居留民關係室
特命全權公使 鈴木 九萬 殿

在支抑留者及集團生活者ノ財産處分ニ關シ米英兩國
政府申出ノ件

本件ニ關シテハ六月三十日附居秘第一三八號貴信ヲ以テ反致資料
送付方御依頼アリ八月八日附支總第二八五號公信ヲ以テ上海關係
分送付シ置キタル處其ノ後在漢口、北京、青島各總領事及在芝罘
領事ヨリ夫々別紙ノ通報告アリタルニ付一括御送付ス

(日本標準規格B5)

外務省

陸戰ノ法爲價例ニ關スル條約(五十三條全文)
第五十三條 一地方ヲ占領シタル軍ハ國ノ所有ニ屬スル現金、基金
及有價證券、貯藏兵器、輸送材料、糧食品及糧秣其ノ他積テ作戦
動作ニ供スルコトヲ得ヘキ國有物産ノ外之ヲ押收スルコトヲ得ス
海上法ニ依リ支配セラルル場合ヲ除クノ外、海上及空中ニ於テ報
道ノ傳遞又ハ人若ハ物ノ輸送ノ用ニ供セラルル一切ノ機關、貯藏
兵器其ノ他各種ノ軍需品ハ私人ニ屬スルモノト雖之ヲ押收スルコ
トヲ得但シ平和克復ニ至リ之ヲ還付シ且之カ賠償ヲ決定スヘキモ
ノトス

外務省

成

反 駁 資 料

敵國人集團生活實施ニ伴ヒ敵國人漢口引揚ケノ際其ノ私有財産ハ左記ニ據リ處理セラレタリ

(一)寫眞機、望遠鏡、ラヂオ、電話機及禁止ヲ必要ト認ムヘキ書籍書類地圖其ノ他ノ物品

本措置ハ昭和十七年二月一日陸亞密第三三四號ヲ以テ當時ノ陸軍大臣東條英機ノ制定セル「作戦地域内ニ於ケル敵産處理規定」第五條第一項「軍司令官ハ作戦地域内ニ於ケル敵産ニシテ戦争ノ必要ニ基クモノ其ノ他必要アリト認ムルモノハ押收スルコトヲ得」ナル規程ニ準據セルモノニシテ右諸物品ハ其ノ使用如何ニヨリテハ兵器或ハ軍需品タリ得又ハ其ノ他ノ敵對行為ニ使用シ得ヘキモノナル故現國際法上兵論ナク且各國共實施シ居ル處ナリ尙「ヘーグ陸戰法規」ニ於テモ第五十三條ニ於テ「海上法ニ依リ支配セラレル場合ヲ除クノ外陸上、海上及空中ニ於テ戦道ノ傳送又ハ人若ハ物ノ輸送ノ用ニ供セラルル一切ノ機械、貯藏ノ兵器其ノ他各種

(日本標準規格B5)

外 務 省

ノ軍需品ハ私人ニ屬スルモノト雖モ之ヲ押收スルコトヲ得トナシ其ノ合法性ヲ認メアリ

(二)携行ヲ許可セルモノ

被具一切、衣類、食器類、身廻品、貴重品等

携行荷物ハ大小ニ拘ラス一人當リ五個ノ制限ハ加ヘタルモ右ノ範

ニ屬スルモノハ勿論屬セサルモノト雖モ出來得ル限り本品中ニ

マシメ携行可能ナル如ク至極寛大ナル處置ヲ執レリ

(三)右(一)及(二)以外ノモノハ原則トシテ自由處分ヲ認メタリ即チ右(一)及

(二)以外ノ一切ノ物品ハ自由ニ換價處分ヲ認メ其ノ對價ノ携行ニ關

シテモ亦全クノ自由ヲ許容セリ

(四)敵國人引揚ノ際舟商寶隆洋行(Daisho Suisan Co., Ltd.)ノ倉庫

ニ寄託セル物品ハ其ノ後軍ニ於テ保管中彼等ノ自由意志ニ依リ右

寶隆洋行倉庫ニ寄託セルモノハ其ノ後軍ニ於テ散配所ニ分散配置

シ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ保管中ナリ分散配置ヲナセル理由

(日本標準規格B5)

外 務 省

左ノ如シ

- 1、寶隆洋行倉庫ヲ別ノ用途ニ使用スルヲ得シムル爲
- 2、倉庫ニ於テハ物品ノ毀損、朽腐、盜難等アリテ充分ナル保管不可能ナルコト
- 3、數ヶ所ニ分散シ燦撃ニ因ル損害ヲ減少シ且管理ヲ容易ナラシムル爲

右ノ如クニシテ右倉庫ノ寄託品ヲ差押ヘタル事實ナシ

但右ノ寶隆洋行ニ寄託セル物品ハ富方ニテ「スイス」領事「シヨツク」(Schack)立合ノ下ニ調査セル結果秘審院附ヲナセル

總波受信機、零銃等若干ヲ發見セリ斯ル物品ハ豫メ軍ニ貯テ寄託又ハ携行ヲ禁止シ一律ニ軍ニ引渡スヘキコトヲ明達シアルニ

モ不抽密審裡ニ寄託セルモノニシテ日本軍官憲ヲ欺瞞セル不正

行爲ト謂フヘク斯ル物品ハ勿論軍ニ於テ價チニ押収セリ

(日本標準規格B5)

外務省

REEL No. A-1170

0385

アジア歴史資料センター

當地軍ニ於テハ財産上ニ貼札ヲナセル事實ナク又抑留者カ期間内ニ處分シ得ザリシ物品ハ家宅又ハ「アパート」内ニ殘留セシメタル事實ナク何レモ引揚ケノ上善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ保管中ナリ從テ敵國人力自由ニ處分シ得タル財産ハ一部ノミナリシ事實ナク逆ニ前述押收品以外ハ全テ彼等ノ自由ニ一任セルモノナリ

以上ヲ以テ見ルニ當地軍ノ執リタル處置ハ何等濫擧ナル點ナキノミカ極メテ寛大ナルモノト言フヘク之ニ對スル抗議ハスヘテ事實無根乃至事實ヲ歪曲セルモノト言フヘシ

備考

前掲敵産處理規定ハ極秘ニシテ外部ニ發表サレサルモノナルモ付御如オナキモノトハ存スレトモ御承知相成度

外務省

北總々極秘第二六一號
昭和十九年八月三日

在北京
總領事 華山親 鑒

大東亞大臣 重光 葵 殿

在支抑留者及集團生活者ノ財産處分ニ關スル件

貴信支總秘第二六六號ニ關シ當管下ヨリ濱縣へ收容シタル敵國人ノ財産處分ニ付テハ塩澤公使訓令ニヨル「華北敵國人集團生活實施要領」ニ從ヒテ作成セル敵國人ニ對スル「通告」中「丙、殘置財産」ノ各項ニ從ヒ一切ヲ處理シタルモノニシテ在京瑞西公使來翰ノ趣ノ如キ押收又ハ一率ニ自由處分ヲ禁シタルカ如キ事例無之依テ茲ニ右「華北敵國人集團生活、實施要領」並「通告」(英

外務省

(日本標準規格B5)

文、和文譯添附）別添各二部送付スルニ付右ニ御了承相成度此段
報告申進ス

（日本標準規格B5）

外務省

在華北蒙疆敵國人集團生活開始要領

一 集團生活者範圍

軍ニ於テ抑留シ居ラサル敵國人ノ全部（性別、年齢及宗教ヲ問ハ
ス）即米、英、蘭、白其他ノ敵國人（差當リ斷交國人ヲ含マス、
尙入獄及入院中ノモノハ出獄退院後トス）

例 外

- (1) 南方占領地域人（印度人ヲ含ム）及敵國籍ヲ有スル日支人ヲ
除ク但シ前段中敵性濃厚ナルモノハ收容ス
- (2) 我カ利用中ノ敵國人ニシテ余人ヲ以テ代ヘ難キ止ムヲ得サル
モノハ除クモ居所ヲ指定シ監視ヲ付ス
- (3) 青島、芝罘、威海衛地區ニ於テ現在實施シ居ル收容所生活者
中ノ斷交國人ハ其儘集團生活所ニ引續キ收容スルモノトス

二 集團生活者所有財産整理

(1) 各自携行ヲ限メテ差支ナキ物品

（日本標準規格B5）

外務省

(4) 寝具一切（寝臺ヲ含ム）

(5) 衣類

(6) 身廻品（寫眞機、望遠鏡、「ラヂオ」、地圖等ハ除キ運動具、樂器等ヲ含ム）

(7) 食器類

(8) 娛樂品、娛樂本位ノ書籍數冊、手持食糧品、農具若干及「ミシン」ハ百人ニ一臺、「タイプライター」ハ二百人ニ一臺ノ割合

註1、以上ノ各物品ハ集團生活所内ニ於ケル各自生活ニ要スル最少限度ニ止ム（集團生活所ハ此種物品ニ付テハ貧困者以餘ニハ賣給セサル建前ナリ）

註2、右諸物品輸送ニ關シテハ身柄輸送當日ハ各自双手ニ持テ得ル程度ニ止メ其他ハ各館ニ於テ別途輸送ノ方法ヲ講スルモノトス、但寝臺、寝具ハ出來得ル限り身柄輸送前

(日本標準規格B5)

外務省

3、荷造リハ各自ノ負擔ニ於テ入念ニ行ヒ荷札氏名等明瞭ナラシムルコト

(1) 残存財産處理

(2) 有害ナル書類、書籍及地圖等ハ各地領事館又ハ軍ニ於テ之ヲ保管ス

(3) 其他ノ財産ハ既ニ我方ニ於テ押收済ノモノヲ除クハ自由處分ヲ許可ス

但シ賣却處分ヲナス場合ハ日支人ニ譲渡セシムル如ク裏面指導シ且成可ク競賣ノ方法ヲ採ル、又集團實施迄ニ處分完了セサルモノハ各領事館ニ於テ處分ヲ代行ス、賣得金ハ收容所ニ轉送ス

(4) 以上(4)ノ處分ニヨリテ敵國人カ取得セル金銀ハ現ニ保有スル現金ト共ニ集團生活所ニ携行方許可スルカ又ハ正金ニ預金セシノ生活所事務所ニ於テ之ヲ保管ス

(日本標準規格B5)

外務省

(四) 自由處分ヲ背ンセサル財産ハ差當リ領事館又ハ軍ニ於テ保管ス

右ノ處分ニ關シテハ後日指示スルコトナルヘシ

身柄ハ敵國引揚交換ノ場合ト異ナリ左ノ表ニ依リ各館ニ於テ合流乃至單獨ニ指定集團生活所所在地迄輸送スルモノナルニ付合流各館ニ於テ相互提携ヲ計ルト共ニ各地華北交通網ト夫々連絡ヲ執リ所要措置ヲ講スルモノトス

(イ) 蒙疆各地ハ張家口ニ合流

約一七三名

(ロ) 太原石門ハ北京ニ合流

五八三名

(ハ) 塘沽ハ天津ニ合流

八九七名

(ニ) 山海關ハ唐山ニ合流

二〇九名

(ホ) 徐州(但北支方面軍管下地區ノミ)ハ濟南ニ合流

一五八名

(ヘ) 青島ハ單獨

一二四名

(ト) 芝罘三四九名ハ現在ノ艦隊海衛二名ハ芝罘集團生活所ニ收容ス

以上合計二一四四名ハ縣集團生活所ニ收容ス

(日本標準規格 B5)

外務省

以上ノ措置ニ關シテハ軍側ノ積極的援助ヲ得ルモノナルニ付各館ニ於テハ豫メ軍側ト充分ノ連絡ヲトリ實施スルモノナルカ輸送開始日約十日前ニ敵國人ニ通告シ右期間内ニ以上ノ萬端ノ措置ヲ實施スルモノトス但通告ハ利益代表乃至居留民會長、又ハ右ニ準スルモノヲ通シテ爲スモノトス

本件敵國人輸送及財産處分ニ要スル費用ハ我方政府負擔スルモノナルニ付各館ニ於テ不取敢立替フルモノトス

(日本標準規格 B5)

外務省

通告

昭和十八年三月十二日

在北京日本帝國總領事館

日本國關係當局ハ軍事上ノ必要ニ依リ北京居住敵國人ノ一切ヲ山東省 縣ニ在ル集團生活所ニ移轉セシムルコトニ決定シタルコトヲ茲ニ通告ス

因ツテ貴下及ビ貴下ノ家族ハ左記ニ依リ必要ナル一切ノ準備ヲ整フルコトヲ要ス

甲、集合

一日時 昭和十八年三月二十四日午後一時二十九

ニ場所 米 英國大使館

ニ夕食 各自適當ニ携帯スベシ

(日本標準規格B5)

外務省

乙、集團生活所へノ携行物品

一、品目

イ、器具(睡臺ヲ含ム)、衣類、身用品(寫真機、望遠鏡、「ラヂオ」、地圖等ハ除キ運動具、樂器等ハ含ム)、食器類、娛樂品、書籍數冊、手持食糧品、農具若干

(注意) 以上各物品ハ集團生活所内ニ於ケル各自生活ニ要スル最少限度ニ止ム

ロ、「タイプライター」、「ミシン」、蓄音器及ビ「ブリッジテーブル」ハ夫々一〇〇人ニ一臺ノ割合

ニ措置

イ、人員輸送前別途輸送スルモノ

- 1、器具(睡臺ヲ含ム)及ビ(ロ)ニ定メラレタル物品ニ限ル
- 2、(ハ)ニ定メラレタル「タイプライター」、「ミシン」、蓄音器及ビ「ブリッジテーブル」ニ關シテハ利益代表ト協

(日本標準規格B5)

外務省

議シタル上三月十八日迄ニ一定場所ニ集メ當館宛連絡スベシ

3、麻具(麻蓋ヲ含ム)ニ關シテハ三月十八日ヨリ二十日迄三日間ニ華北運輸株式會社北京支店ヨリ各戸ニ係員ヲ派シ同社ノ責任ニ於テ、之ヲ搬出シ一定場所ニ集メタル上荷造ヲ行ヒ輸送手續ヲナス

各人ハ該物品各個ニ姓名及ビ國籍ヲ記入シタル荷札又ハ標識ヲ付シ置クベシ

右會社ニ引渡シタル物品ノ名簿ハ各自之ヲ作成シ利益代表ヲ經テ三月廿一日迄ニ當館宛提出スベシ

華北運輸株式會社北京支店ハ西交民巷一〇九號(電話三局二、六三一)ニ在リ

ロ、各自携帶品

1、(イ)ニ掲グラレタルモノヲ除ク一切

(日本標準規格B5)

外務省

2、各自自由ニ運搬シ得ル程度ニ止メ出發前荷物検査ニ於テ過多ト認めタルモノハ之ヲ残置セシム

丙、残置財産

残置財産ハ凡テ左記ニ依リ處理スベシ但シ城外居住者ハ別添特別通告事項ニ依ルモノトス

一、當館ニ於テ管理スルモノ

イ、品目

1、書籍(地圖ヲ含ム)及ビ學術參考品(骨董品ヲ含ム)

2、商品及ビ所有不動産ニシテ三月二十二日迄ニ處分完了セザルモノ

ロ、措置

1、(イ)(1)ニ關シテハ、當館ヨリ利益代表ニ交付シアル見本ニ倣ヒテ各自紙片ヲ作成シ各冊(又ハ各個)ニ之ヲ挿入(又ハ添附)シタル上適當ナル「パツケージ」ニ荷造シ更ニ各

(日本標準規格B5)

外務省

「パッケージ」ニ姓名、國籍、職業及び内容ノ冊數（又ハ個數）ヲ記入シタル荷札ヲ付スベシ、別ニ當館ヨリ利益代表ヲ經テ交付スル登録用紙ニ適宜記入シタル上(2)ニ指定セラレタル搬入ノ際之ヲ當館宛提出スルモノトス

2、(1)ノ手續ヲ完了シタル「パッケージ」ハ三月十八日午前十時ヨリ午後四時迄ノ間ニ之ヲ當館ニ搬入スベシ、右ハ爾後當館ノ管理ニ屬スルモノトス

3、(1)(2)ニ該當スル財産ハ當館ニ於テ直接之ヲ管理ス、所有者ハ各自右財産名簿ヲ作成シ之ヲ當館宛提出スベシ

4、右管理中當館ニ於テ適當ニ處分スルコトアルベシ、處分シタル場合ハ其ノ都度集團生活所長ヲ經テ當該所有者宛委細通報スベシ

ニ競賣處分ニ付スルモノ

イ、品目

(日本標準規格B5)

外務省

家具及び室内裝飾品

ニ、措置

1、右物品各個ニ姓名及び國籍ヲ記入シタル荷札又ハ標識ヲ付シ、組ヲ成スモノキツキテハ之ヲ明示スルノ方法ヲ講ズベシ、別ニ當館ヨリ利益代表ヲ經テ交付スル競賣申請用紙ニ適宜記入シタル上(2)ニ指定セラレタル搬入ノ際之ヲ當館宛提出スルモノトス

2、(1)ノ手續ヲ完了シタル物品ハ三月十九日午前十時ヨリ午後四時迄ノ間ニ之ヲ舊米國大使館構内「三官廳」ニ搬入スベシ、右ハ爾後競賣ヲ完了スルニ至ル迄當館ニ於テ之ガ保護ノ責ニ任ズルモノトス

3、競賣處分ハ人員輸送完了後適當ナル方法ニ依リ順次之ヲ行ヒ其ノ結果ニツキテハ集團生活所長ヲ經テ逐一通報スベク其ノ買上金ハ集團生活所長ニ於テ之ヲ保管スルモノトス

(日本標準規格B5)

外務省

「處分ニ對シ許可ヲ要スルモノ

イ、品目

寫眞器、望遠鏡、「ラチオ」、「ミシン」、「タイプライター」、番音器、顯微鏡、時計、「クロック」、「ピアノ」、冷蔵庫、金庫、「キヤビネット」、銃器及ビ彈藥、「オートバイ」、洋車、自轉車其ノ他ノ機械類

ロ、措置

- 1、當館ヨリ利益代表ヲ經テ交付スル許可申請用紙ニ適宜記入シタル上利益代表ヲ經テ三月十五日迄ニ之ヲ當館宛提出スベシ
- 2、當館ニ於テ許可ヲ與ヘタルモノニツキテハ自由處分ヲナスコトヲ得、所有者ノ希望アル場合ニ於テハ競賣處分ニ付スルコトヲ妨グズ、此ノ場合ノ措置ハ(二)(ロ)ニ據ル

(日本標準規格B5)

外務省

- 3、當館ニ於テ許可ヲ與ヘサルモノニツキテハ當館ノ指示ニ從フベシ
- 4、許可、不許可ノ決定ハ三月十六日當館ヨリ利益代表ヲ經テ通報ス

- 5、(2)前段ニ依リ自由處分ヲナスタル場合ハ別ニ當館ヨリ利益代表ヲ經テ交付スル届出用紙ニ適宜記入シタル上利益代表ヲ經テ三月廿三日迄ニ之ヲ當館宛提出スベシ

「自由處分ヲナスベキモノ

イ、品目

(一)、(二)及(三)ニ該當セザル物品一切

ロ、措置

- 1、各人ニ於テ一切自由處分ヲナスベシ
- 2、此ノ場合ト雖モ當館ヨリ利益代表ヲ經テ交付スル届出用紙ニ適宜記入シタル上利益代表ヲ經テ三月二十三日迄ニ之

(日本標準規格B5)

外務省

フ當館宛提出スベシ

跑馬場以外城外居住者ニ對スル特別通告事項

- 「財産處分ハ一切自由トス
- 「處分ヲ了シタル財産ハ通告ノ際手交セル届出用紙ニ適宜記入シタル上利益代表ヲ經テ當館宛提出スベシ
- 「財産處分ヲ爲シタル後三月十五日迄ニ北京城内ニ移轉スベシ
- 「處分完了セザル場合ハ之ヲ城内ニ搬入シタル上處分スルコトヲ妨グズ
- 「城内ヘノ移轉先ハ豫メ利益代表ヲシテ準備セシム

(日本標準規格B5)

外務省

跑馬場居住者ニ對スル特別通告事項

- 「跑馬場居住者ハ三月二十日北京城内ニ移轉スベシ
- 「城内移轉先ニツキテハ豫メ利益代表ヲシテ準備セシム
- 「集團生活所へ搬送スベキ寢具(寢台ヲ含ム)ノ搬出ニ關シテハ三月二十日午前華北運輸株式會社北京支店ヨリ各戸ニ職員ヲ派シテ之ヲナス
- 「殘置財産
 - イ、通告丙(1)(2)及ニ(四)ニ該當スルモノヲ除ク殘置財産ハ各人城内移轉ニ先チ一切之ヲ跑馬場ノ一定場所ニ集メタル上當館ニ連絡スベシ
 - ロ、通告丙(1)(1)ニ該當スル物品ハ當館ノ管理ニ屬シ丙(三)ニ該當スル物品ハ丙(四)ニ該當スル物品ト共ニ競賣處分ニ付スルモノトス其ノ措置ニ關シテハ凡テ通告ニ準ズ
 - ハ、右財産ニ關シテハ當館ニ於テ之ガ保護ノ責ニ任ズ

(日本標準規格B5)

外務省

城外居住者ニ對スル注意事項
三月十二日以降ハ從來憲兵隊ヨリ發給セル城門通過許可證ノ無効ト
シ城外居住者ノ城内ヘノ通行ハ一切之ヲ禁止ス、財產處分ヲ終リ城
内ヘノ移轉スルハ、通告文ト共ニ手交セル當館發給ノ特別城内移轉
許可證ヲ携帯スベシ
城内ヘ移轉シタル上ハ直ニ當館查證詠宛返還スルヲ要ス

(日本標準規格B5)

外務省

青島來電趣旨

查支抑留者及集團生活者ノ財產處分ニ關スル件
歸國又ハ集團生活等ノ爲空屋トナリタル個人所有ノ家屋(不動産)
ハ大使館又ハ軍ニ依リ保護管理シ日支人ニ對シ概テ有料ヲ以テ貸與
シ居リ又身廻品等(動産)ハ所有者別ノ明細評價目錄ヲ作成シ華北
敵產處理委員會ノ決定ニ基キ在北京大使館事務所長ノ指示ニ依リ組
織セラレタル評價委員會評價ノ上「集團生活者並ニ不在敵國人殘留
財產處分要領」ニ依リ處理シアリ
陸軍側ニ於テ若干ノ動産ヲ徵用ノ上使用中ナルモ右モ所有者別動産
目錄ヲ作成シ現使用者等ヲ明確ニシタル上使用シツツアリ當地區ニ
於ケル措置ハ極メテ公正ニシテ掠奪ノ事實ナシ
尙第一回交換ノ際(昭和十七年六月及八月ノ二回)青島引揚者ノ身
廻品ヲ當館ト連絡ノ上公正ナル評價額ヲ當地居留民團ニ於テ便宜
一括買收處分セル例アルモ右ハ交換者各自ノ自宅ニ於テ本人立會且

(日本標準規格B5)

外務省

ツ本人等ノ希望ニ依リ好意的ニ措置セルモノナリ

外務省

(日本標準規格B5)

REEL No. A-1170

0397

アジア歴史資料センター